

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
回転式マイクローム	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成24年1月17日	(株)池田理化 (東京都千代田区鍛冶町1-8-6)	会計規程第38条第2項別に定める場合においては、随意契約によることのできる契約事務取扱規程第27条第2項 再度の入札をしても落札者がいないとき	-	2,030,700	-	0人	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がいなかったため。	16	
ソフトウェアBase SAS 32bit外9点の賃貸	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成24年3月12日	伊藤忠テクノソリューションズ(株) (東京都千代田区霞が関3-2-5)	会計規程第38条第2項別に定める場合においては、随意契約によることのできる契約事務取扱規程第27条第2項 再度の入札をしても落札者がいないとき	-	1,082,550	-	0人	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がいなかったため。	16	
会計システムサーバ等保守並びに運用支援業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	平成24年3月14日	新日鉄ソリューションズ(株) 社会公共ソリューション事業本部 (東京都中央区新川2-27-1)	会計規程第38条第2項別に定める場合においては、随意契約によることのできる契約事務取扱規程第27条第2項 再度の入札をしても落札者がいないとき	-	4,063,500	-	0人	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がいなかったため。	16	
電気料4月～3月支払い分	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点所長 小沢 聖 沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1	-	沖縄電力(株)八重山支店	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	31,144,428	-	0人	長期需給継続契約	8	
水道料4月～3月支払い分	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 熱帯・島嶼研究拠点所長 小沢 聖 沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1	-	沖縄県石垣市	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき	-	2,230,200	-	0人	長期需給継続契約	8	

## 平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国際農林水産業研究センター)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
後納郵便料4月～3月支払い分	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	-	郵便事業(株)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	6,425,131	-	0人	長期需給継続契約	9	
電話料4月～3月支払い分	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	-	東日本電信電話(株)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	2,523,956	-	0人	長期需給継続契約	8	
電話料4月～3月支払い分	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 岩永 勝 茨城県つくば市大わし1-1	-	NTTコミュニケーションズ (株)	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的が 競争を許さないとき	-	2,026,706	-	0人	長期需給継続契約	8	

## 【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」